

【商 法】

【商法】 次の文章を読んで、【問1】及び【問2】に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会及び監査役会を設置する金融商品取引所上場会社である。甲社は、不動産売買を主たる目的とする会社であり、その資本金の額は30億円、総資産額は300億円、純資産額は50億円である。

Aは、2018年6月から引き続き甲社の総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主である。Aは、2019年4月1日、甲社に対して、同年6月20日に開催予定の甲社定時株主総会の議題を「定款一部変更の件」（以下「本件議題」という。）とし、その議案を「『甲社の代表取締役は当社の株主総会決議によって選定する。』旨の定款の定めを設けること」（以下「本件議案」という。）とすることを請求し、かつ、本件議案については、その要領を株主に通知することを請求した（以下、本件議題及び本件議案を併せて「本件株主提案」という。）。

【問1】（会社法I）

甲社は、本件議案の内容が会社法に違反することを理由に、本件株主提案の請求を拒否することができるかどうかについて論じなさい。

2. その後、甲社は、リフォーム事業を強化するため、その業界の老舗企業である乙株式会社（以下「乙社」という。）の株式の全部を取得して完全子会社とすることを計画した。乙社は取締役会を設置する会社法上の公開会社であるところ、甲社は乙社の総株主の議決権の90パーセントに相当する乙社株式を取得することができた。しかし、乙社の総株主の議決権の10パーセントに相当する株式を有しているBは、乙社株式を甲社に売却することを拒否している。

そこで、甲社は、2019年7月5日、会社法179条1項に基づき、乙社の取締役会の承認手続を経て、Bに対し、同年8月5日を取得日（以下「本件取得日」という。）として、その保有する乙社株式の全部を1株当たり1000円（以下「本件取得対価」という。）で甲社に売り渡すことを請求した（以下「本件売渡請求」という。）。なお、本件売渡請求に係る手続はすべて適法に行われたが、Bは、本件取得対価が著しく不当で

あると考えている。

【問 2】（会社法Ⅱ）

- （1） 仮に本件取得対価が著しく不当であったとすると、本件取得日前において、Bは、甲社に対して、会社法上どのような手段をとることができるか。
- （2） 仮に本件取得対価が著しく不当であったとすると、本件取得日後において、Bは、甲社に対して、本件売渡株式の全部の取得の無効を主張することができるか。

※ 解答用紙の記入に際しては、【問 1】、【問 2】（1）、（2）と見出しをつけて記入しなさい。